



おきなわ



守礼門

沖縄県土地家屋調査士会



土地家屋調査士倫理綱領

1、使命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2、公正

品位を保持し、
公正な立場で誠実に業務を行う。

3、研鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

守礼門

守礼門は首里城歓会門の外、首里を東西に貫く大道りである「綾門大道（アイジョウウフミチまたはアヤジョウウフミチとも）」の東側に位置する牌楼型の門（桜門）である。

日本城郭でいう首里城の大手門に値する。柱は4本で二重の屋根を持ち、赤い本瓦を用いている。沖縄戦で焼失したが、1958年に再建され、1972年には県指定文化財となった。

写真提供：広報部長 伊禮 瞳



目 次

東日本大震災と明和の大津波	会長宮城朝光	1
私の道づくりと今後の課題	那覇支部宜保光明	3
「琉球史を早わかりする為に」	那覇支部松川清康	10
九州ブロック協議会		
新人研修会に参加して	宜野湾支部北城力	13
..... 那覇支部伊禮範安	14	
沖縄県青年土地家屋調査士会設立趣意書	中部支部福原義隆	15
青調会だより		16
支部だより		
那覇支部感謝状表彰	那覇支部長新屋吉雄	17
支部長を終えるにあたって	宜野湾支部長當原章夫	18
「学校Ⅱ」を観て	南部支部長大城学	19
新入会員紹介		20
会だより		21
平成22年度 第3回 常任理事会		21
平成22年度 第3回 理事会		22
平成22年度 第3回 業務研修会（報酬額、新オンライン申請）		23
平成22年度 第4回 理事会		24
平成22年度 第5回 常任理事会 第2回 支部長会		25
隣接士業団体連絡会		26
編集後記		27



東日本大震災と明和の大津波

沖縄県土地家屋調査士会 会長 宮城朝光

今般の東北地方から関東地方で起きた東日本大震災で被災され、また被害にあわれた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

沖縄県土地家屋調査士会としては当時午後3時から3役会をしており、その最中に仲宗根副会長の茨城県にいる娘からの電話で知ることができ、すぐテレビをつけたところ津波がビニールハウスや家屋をのみこんでいる様子が確認できました。4時から始まる境界問題相談センターの運営委員会の弁護士の先生も私たちの説明で大津波のことを知り応接間で呆然としてテレビに目をやっていました。その中には私たちの会員である菅野さんの出身地の陸前高田の映像も出ていました。以前にお母さんが亡くなった時相続登記の面倒を兄弟に代わって自分がしかできないのでやってきたということを聞いたのを思い出し、本人に電話で兄弟の消息を確認したところ、5メートルの防潮堤しかないので10メートルの津波ではダメでしょうということと、連絡が全くつかないということであった。その後の会の対応は日調連と九州ブロック協議会からの連絡を受けしばらく状況が分かってから義援金等に対応しようということにした。

今回の大震災を受けて、沖縄において過去に明和の大津波というのがあったことを調べる人が多くなってきたようである。私もインターネットで検索してみた、その中

で新たに知った情報を書いてみたいと思う。明和の大津波は、明和8年（1771年）4月24日（旧暦3月10日）の午前8時頃、八重山・宮古諸島（先島諸島）を襲った大津波で、地震の震源地は、石垣島・白保崎の南南東約40kmの海底で、地震の規模はマグニチュード7.4とされています。地震の直接的な揺れによる被害はほとんどなかったとされているが、地震の規模に比して大津波が発生したため、多くの溺死者が出たのが特徴です。その津波の遡上高は琉球大学理学部中村衛研究室の調査報告では伊原間33m・伊野田25m・白保30m・大浜30m・登野城・大川10m・多良間島15m・宮古島周辺で約10mとなっている。被害状況は、八重山では全人口（28,992人）のうち9,313人が死亡し、宮古は2,548人が死亡した。当時は人頭税が課せられていたため人口が正確に把握されていた。それと、旧暦の3月10日は、年貢の搬入期にあたり、周辺の集落及び島々から、島の南部に多くの人が集まっていた。年貢米も御用布も流されたしその集まつた人たちも犠牲になった。家屋や田畠の損失も大きく農耕用の牛・馬も626匹が死んでしまった。今後の農業生産の再建と復興策については八重山の役人は困惑した様子がある。各村々の役人から蔵元へ要望書が出され、その内容は津波以前からの旱魃が続き、天水田も干からび、芋の生育

も実入りが悪く、窮乏した者達には「模合貯米」を支給し、種々の食糧を取り混ぜてその補いとした。そのような中津波で田畠の作物も枯渇し、より一層深刻な災難となっているため、諸上納米をどのように捻出すべきか困惑していると、そこでどうにか王府に対して要請していただきたいということで、流失した穀物は「払い捨て」（帳消し＝免租）、飢飯米と大和船へ上納米として振り替えた分は「下され切り」（無償支給の形式による実質的帳消し）の措置を講じてもらえるように、というものであった。それを受けた頭・在番筆者・在番らは王府に対し村役人らの要望に同意し懇願していた。それに対して王府は容認していたのである。それはまさに東北の被災地に対する税金の免除と同じであり、日調連の会費免除も同様である。

そのような温情を示したこともあるったが、人頭税そのものが過酷な税であり、不作が続くと農民に重くのしかかってきた、15歳から50歳の成人に対して男子は一人当たり1石8升の米で女性は5反布（5人分の着物が縫える反布）であった。当時の農業は自然頼みのところが強く、台風や干ばつ被

害等々が頻繁にあるし、飢饉米を支給しても足りずに餓死する人もいたようです。

大津波の後は全滅に近い集落も多かったので、移住をさせたりして農業生産の増産を目指すがその後の八重山は疫病の発生や干ばつ・台風、害虫等の発生もあり100年後の明治には1万人程度まで減少したといわれている。1800年代の役人の文書には飢饉に備えて農民一人当たり10株のソテツを毎年植えるように指示を出しているのが沢山あります。今回の震災に当たり、今後日本が衰退していくのか、それを乗り越えて復興・発展していくのかは全国民の今後の頑張りに係っています、みんなで頑張っていきましょう。

今回の歴史的資料は膨大になりすぎて、中途半端なまとめになりましたが、関心のある方は琉球大学の研究報告書を調べて読んでみてください。

参考：沖縄の災害情報に関する歴史文献を主体とした総合的研究（「宮古八重山津波」（1771年）における災害・年貢・復興について（豊見山））
琉球大学学術リポジトリ





私の道づくりと今後の課題

那覇支部 宜保光明

はじめに

私の地域での沖縄戦は、防空壕に隠れても、毒ガス散布：投入と火炎放射器で焼殺する等全滅作戦が繰り広げられている実態が隣集落で見られたことから、住民は壕を抜け出し、戦いの前線を逃げ回ることになる。山河等地形も変わらほど爆弾で破壊、私達家族は3グループで3方に逃げたが、私の母、祖母、おばさん、おじさんは、南風原・大里・具志頭・摩文仁と約70日も、大砲、艦砲跡の穴に入って被弾を防ぎながら命を凌ぐことになった。

昭和45年6月21日に喜屋武岬の海岸岩下にたどりついたが、私がぐったりして死ぬのであれば、「一家の終わりだから」ということで夜ここを脱出して家路についた。夜中海岸沿いに行くと、名城の海岸では米軍が鉄条網を定置網のように張り、人々が移動してくると浜辺に集めて上陸用舟艇に載せられて金武浜に連れて行き私は救急病院に入院させられていたようである。人々は戦場で震え、飲水のみの日々は、本能から生きることのみがやっと戦いが静かになり食料を探しに地域で探しても確保できないし、次々と死亡していった。この沖縄戦を表現する言葉はないと母は嘆いた。

この戦争の事は、次の機会に譲ることにして、今回は自らの実体験したことを基に、

道づくりをテーマに述べたいと思います。

ところで現代社会では当たり前に憲法をよりどころに基本的人権、平等、自由等が保証されています。社会も人間が休息、明日につなぐ再生産生活を営むために社会基盤も整備されなければなりません。

しかし沖縄では、「法治社会ではなかった」と思います。これは策士によって、意図を持って沖縄を見放し、軍事力と差別策で人々を苦しめた米軍占領政策である。

私たちは、農村集落のリーダー、血縁をよりどころに助け合い、生命ある限り奮闘することになる。

1. 幼少期の道づくり

幼少期は、米軍病院から退院した後、収容所を転々とし読谷村の大木収容所で開放された。大木の方々にはお世話になっている。我が家に帰ってくると屋敷の山手側にある退避壕は残っているが木々も含めて総て焼かれてフク木、ガジュマルの木は黒くなつて立ち枯れ状態でした、4歳になって、大人の手伝いもするようになり一家の働き手として扱わっていました。

大人は屋敷の整備や、米軍政府から支給されているテント小屋を立て、生活が始まったが、食料がなく、いつも芋の葉とエンサイの味噌汁、役所の配給所で配られる少々

の米が主食であった。生活が落ち着き家屋作りは米軍のチリ場等から木材を少しずつ集め、焼け残ったフク木を切り倒し、柱、桁等を製材し家屋の骨格を作り、竹、ススキ、テントカバーで壁を作り屋根は竹、かやぶきの家を建築して安心して寝ることが出来るようになった。

一方、私たちは大人の仕事ぶりをいつも見ているので自分で農耕用道具、草刈に使うオダー、砂利運搬に使う荷車等も作りいろいろなお手伝いをした。

道は歩くと「道は出来る」のですが、雨でぬかるみ歩きにくいので座安在の旧日本軍の小禄飛行場跡の滑走路から砂利を採取ってきて自宅前等の道路に敷き詰めていた。

家族は、みんな役割を担って、女性は食料の確保、男性は耕地の確保に努め、私は牛、山羊の草刈が日課となり、草刈を休むと山羊はよく鳴き、草の量が足りないと叱られていた。

集落でも必要に応じて共同作業が行われているが、主な作業は道路の補修、爆弾穴の埋戻し、旧日本軍基地を守るために埋設された機雷郡の撤去作業が主であった。米軍は集落の真中を南北に丘陵地も敷均し、地形を大きく変えて幅員約50メートルの作戦道路を建設し本島の南部方面（距離約10キロメートル）を攻撃する大砲3基設置する基地とし、山間側には捕虜収容所配置していたこともあって私達も遅くまで中部に止めていたものだと今になって思っている。

なお、穴の埋戻し跡は、今のようにまきだしの厚も考えて転圧もされてなかつたので荷車が通ると車放ちみられたので、戦車のキャタピラを敷き詰めて補修をしていた。

2. 小学校時代の道づくり

小学生になって、校舎建設からみることになる。

父兄は壁用のススキ、屋根ふき用のカヤを持ち寄り、竹・丸太等は役所が支給し、共同作業により校舎を建築した。だが、屋根のカヤは台風等でふき飛ばされ、壁のススキも約1メートルに切り揃えているので雨はふき込み、土間は土のために休校の多い学校であった。また、生徒はよくカヤ、ススキ等校舎補修材料を提供するように言われたので早々の学校終了後はカヤ刈りにいっていた。カヤは個人所有地から刈ると怒られるので拝所に行く道路（里道）で刈っていて子供の綱引き広場に通う通路は私達小学生が確保していたように思っている。

一方、牛、山羊飼育を担っている私は裏の丘陵地は隅々まで知っていて、旧日本軍（32軍石、玉部隊）の基地である防空壕にも入って遊んでいた。当時米軍はこの壕を占領することが出来ず、毒ガス投入したのみで丘の頂上には赤旗が立てられて米軍は近寄らなかったようである。この壕には集落の数人が日本軍と行動をともにして戦火がやむまで生活している。

この壕は3集落に出入り口を設け攻撃と出入り口を四方につくられていて、3層の構造をしていた。しかも下層では中央部プールを設置、渡橋がかけられていた。重要な基地であったと思われる。

その基地を守るために私達の門中墓にまで（約200メートル）山兵壕をつくり墓の裏側から出入り口にして墓をトーチカとして利用、墓地の横側に戦車の落とし穴が作られると同時に基地に近づく米軍部隊を攻撃するため機雷（丸型の直径1メートル）

郡を埋めて配線を張り巡らしていた。なお数名の日本軍生存者もいる。

後日、防空壕の入り口は不審者が出入りしないように集落で共同作業により埋められたが、今は湧き水等が少々見られる状況である。

一方、耕地にかよう里道は寸断されているので、補修工事は血縁でいーまーるによつて日常的に行われ、里道の草は私達の牛草刈り場となつていて里道の管理もしていた。

3. 中学校時代の道づくり

集落の西側（下流側）に国道331に平行して旧日本軍の小禄飛行場の補助滑走路が砂利で築立嵩上げ：橋、暗渠等排水路不備で急ごしらえの施設が作られていたこともある、集落のほとんどの農耕地は畑としては不備となっていた。

この耕地を有効利用するため個々の土地毎に「田起し」真中を畑、まわりを田を作り降雨で冠水を防ぐように土木工事が行われていった。この工事は血縁ごとにいーまーるによって土の移動を伴いネコ車とリヤカーが使われて非常に重労働で厳しい毎日であった。

当時、農耕地の確保は食料が乏しい中で仕方ないことであった。

今から思えば流水を阻害する旧滑走路の撤去が先にあって戦災復興事業で国は耕地整理事業で整備を実施するべきであったが沖縄は一人足きをしいられているものである。

ところで個々人によって無計画で耕地作りをしているので道路、排水路等の農業施設の整備は皆無で唯一、里道のみが道路でしたが、ネコ車の利用ぐらいしかできなかつ

た。しかも田と畑間の肩から農耕地に通い崩れやすいので補修工事と草刈は、私の仕事であった。幹線道路では、農作物、肥料は主にリヤカーと牛車を使い丸協市場には集落まとめて運搬していた。

4. 高校時代の道づくり

集落では、稲作も盛んになり、田の真中に作られた畑は、大根を中心とする野菜も作られるようになったが、米軍は畑が低地地帯にあるのを理由に（？）清浄野菜産地指定をしなかった。その為に重量のある大根の主産地となつていったが、農作物、肥料等の運搬は私の仕事となりネコ車を使つていた。

その内、サトウキビ栽培がブームとなり稻田は埋め立てされて畑に変化していった。しかし排水路整備が遅れて幹線道路である今の国道331号、村道は少々の降雨で冠水を繰り返していた。また大根栽培において防虫剤の、エンドリンを使うようになって、タニシ、ウナギ、フナ等も絶滅していっている。

このように、集落の農業は非常に厳しくなり、軍作業へと仕事を変える若い人達が男女を問わず多くなつていった。また農業を続けていくにも土地の農地から他の土地利用にも少々みられるようになり、資産的保有傾向が出てきたのもこの時期ではないかとおもわれる。一方、農家で比較的農地面積が広い所有者は幹線道路に土地接道するために約1対3の割合で土地交換までして道路作りをしていたが、この作業は私が学校で測量クラブ、機械クラブに入部し実技を学び、集落の方々から、耕運作業と道路潰地の求積作業の依頼がよくありました。

しかし、道路をつくるにしても、土地の境界を意識して、或いは境界を中心には折半して施設作りとなつて、曲がり多い道路となり、土地利用に支障が多く生じることから、さらに基盤整備のやり直しが話し合われるようになり、土地改良事業等面的整備が自治体に要請されるようになった。

5. 就職しての道づくり

基地の拡充整備、管理を強化するために、米軍は軍作業員を多く必要とし、自治体職員の3倍程度の給料を支給し雇用していたので可労者の方々は軍作業へと流出していく。私はあえて村役所土木課発足にあわせて就職し、琉球政府の土木技術研修会、水道技術研修会は欠かすことなく参加した。

当時の仕事は、道路の整備、農業施設の整備、水道の整備、かんがい施設の整備を担当していた。

自治体は、財政が乏しく、これらの施設をもっぱら補助事業で整備していたが、特に農業施設整備事業では、集落内から起点し整備をしていたものです。その際、潰地承諾書の申請書への添付が求められていて、集落全体のまとまりが大事であった。また設計及び積算については、一字一言琉球政府の職員のチェックと審査があり非常に厳しい業務であった。また、米軍民政府援助で高等弁務官資金の交付で、道路整備及び水道施設整備、かんがい施設整備がありましたが、水源の開発は集落にある既存湧水、ボーリング打ち込みで開発し求めたが「飲料水に適」の条件がついていましたし、施設計画設計書は琉球政府の審査を経なければならず、かなりの厳しいハードルがあった。しかし、民政府職員は、自治体職員に

対していつも事業採択に適切なアドバイスがありましたので業務はスムーズにこなしていた。

これら工事を遂行するため工事請負業者、土木設計コンサルタント等のバックアップを要するが、当時は工事請負業者も少なく土木設計コンサルタントは皆無。工事は基礎工事を担っている業者に願い工事施工となっていましたが、施設測量、丁張り設置等工事のやり方、土質調査、設計変更、工事費積算等までほとんどを世話をしていた。

後になってブルドーザー、大型トラック各1台を確保して工事を出来る業者を指名、入札執行していたが業者の育成は困難であつた。

この様な業務を担うなかで仕事をスムーズに進めるには技術のほかにも法律、経営等も求められて大学にも進学したものであつた。

ところで土地の地図といえば、役所の依頼で、集落の有志が1947年ごろから作成した小字毎の地図と一筆限調書が保有されていたものの地図誤差が大きくこの地図での土地測量実施しても所有者の承諾を得ることは困難でありました。その為の地図・地籍簿を確保する地籍調査を早期に実施する必要性から、琉球政府に対し要請活動を強化、その結果、昭和40年には琉球政府法務局認証地図・地籍簿が備え付けられるのである。ただ、配慮が必要であったのは地籍調査の実施において調査基準を示し、周知が必要であった。例えば、里道、排水路の扱い、自ら私道として設置した道路、集落で土地を買い上げて設置した施設及び無償で設置した施設は経緯を調査することなく無地番地として里道同様に扱った土地と、

「ミッチャマーヤー」がいて集落が土地を買い上げた施設は逆に所有権の変更なしの枝番を付していたりこの調査に不服があると筆界未定として扱われることもある、縦覧期間に異議を申し出ることは少なかつたと思われる。

その為に、今、土地家屋調査士を通して地図訂正の申し出等少々見られる。また米軍の民政府は土地について潜在主権しか持たず、地図・地籍簿確定後も面的整備は別として線的に整備した道路、排水路等は自治体の公共事業で整備済みも地図の訂正において、里道等との付替は許さなかった。ただ、日本政府が沖縄の施政権の返還を発表した1968年頃からは、日政援助事業も始まつたことで許されるようになっている。なお、日政援助事業は当初条件が厳しく割当による整備がされる程度であった。そして工事施工の検査をクリアするのに現場にテントの設置等、自治体首長の事業効果等の説明が求められたものである。

これら農業施設、道路整備において復帰直前になると土地の地図整備が進められてはいるが土地所有者は分筆登記にも応じない。逆に既存の道路、排水路等の公共施設となっている部分にまで屋敷問い合わせを許すところもみられる。

なお、復帰直前になると都市計画法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律等の土地利用規制関連の法適用を恐れて、土地改良の面的整備を終え、換地指定が遅れた地区でも農地売買が盛んになり、農地として登記するはずの土地が宅地として登記されたり或は農地の真中に建物が一夜にして立てられたり、丘陵地では宅地造成のミニ開発は道路、排水路、下水道、水道、公

園等無配慮でつくられて、人工急増等自治体で対応できないほど都市近郊地域で起こり行政も大きく混乱した。この際、開発業者は地図・地籍簿、里道等加工し現地と確定した地籍調査の地図、地籍簿の変更登記、里道等の付替えによる変更登記は放置されている。この様に世替りはいかに、地域によっては大きな混乱をもたらしたかはかりしれない。ですから法律の運用を琉球政府と事前に調整する配慮に欠けていたか反省がいる。

地図の管理は日頃から筆界杭が大事に扱わなければならぬかと同時に、登記所備え付け地図も現地で合致するよう充分に管理しなければならないと思っている。登記所の地図と現地の地図が公差以上になっている地図で現地復元しても地図混乱を引き起こすのみである。ですから地図混乱解消に予算確保する努力を要する。

また、自治体も土地に課税するときに正確さが求められますので、登記所とは連携が必要である。

しかるに、復帰直前の宅地造成地域においては、今も里道の加工登記が遅れている(?)ことに、無地番か所に建物が立ち並んでいても、登記された土地のみに固定資産税を課す程度でこれが毎年繰り返される。

既存道路も今も私道或は公衆用道路として変更されない。これらは税の不公平、建物の立て替え等になってあわてることになる。この地域に生活するには公園の設置、幹線道路の整備等も求められてくることは確実である。

また自治体は本来河川整備で計画的整備するところを琉球政府の整備予算がつかないことから、河道幅員10メートルもかんが

い排水路、幅員4メートルの農道を併設する大工事も、農村集落任せの事業であった。この工事は土地の潰地面積も比較的大で、降雨流域は、5集落に及び、流量は確率雨量10年で25トン/secもあって今は流域の宅地化に伴って再整備を要する。

また、農道も幅員4メートルでつくりながらこの道は復帰前後の人口急増時に、都市から移住人口が張り付き、都市的機能を確保するための拡幅整備も困難と思われる状況を作り出している。

ただ農村集落の取り組みで、農村の整備が遅れた地区では、緑地（戦後の畠）は多く残っているので区画整理事業で計画的に整備が求められている。

この様に行政はいつも申請主義が基本であることで戦後の世話をせず、いつも沖縄には我慢を強いる状況はいまだに取り除かれていないと思っている。これら農村集落で生きるために無理して作られた農道、かんがい排水路等は昭和60年代頃から維持管理を名目に自治体の認定施設となり、水銀灯等の設置したり本来の野菜作りも困難となり農村集落は次第に崩壊することになり立て直す資力もほとんど残されていないところまで追い込まれている。いずれにしても残された土地を有効活用し産業活動活発化を目指すことが大事であり、那覇広域都市計画地域の土地利用計画も見直してもらい、土地区画整理事業、風致地域の指定も配慮し、地域のシンボルを守り古里作りは必要であると思っている。その為には遅いとはいわず憲法から切り離し主権を奪い施政権を放棄した政府に「公平性」を求めていくべきだと思っている。

6. 定年後の道づくり

定年後も道づくりに係るようになっている。それは登記所に備え付けられている地図・地籍簿の作成が主となる業務である。特に地図については、登記所に備え付けられた地図・地籍簿にも照合すると合致しない地区もあって業務に戸惑うところもある。おこの公示してある地図に従って分筆登記申請するときには現場重視となってそのまま地図を作成し登記していくと次第に地図混乱となっていくことは社会活動が円滑に行なうことが出来なくなる恐れがあると思っている。

また、道路、排水路、下水道、上水道等のライフライン施設整備にトラブルの起こる要因となろう。

ところで本県は米軍民政府によって復帰するまで軍事優勢政策が採られ軍事基地建設に可労者は動員されたのである。その為に戦後復興はおろか体形的法律の制定を許されない民間地区は長年にわたって自然発生型の生活基盤の形成されることになる。一部分的には日本政府の法律をまねて法治社会として認められるようと努力しているがやはり主権を失った県民にはどうすることも出来ないようではなかったのかと思う。例えば土地の所有権、地図、地籍簿のことは、皆さんご承知のとおり生命の次に大事にされ、人は人生で高い買い物をして求めているでしょう。ところが、沖縄では琉球王府が1740年代には地図はすでに作成されて租税の公平に先代のかたがたも土地を基準に扱っていたようである。

戦後、琉球政府も各集落ごとに小字地区の作成、地図・地籍簿の作製を実施し、登記所に備え付けられましたが、米軍政府に

は土地を動かす権限はなく、自治体で補助事業によって作られた農道、排水路等の長狭物の法定外公共物（里道等）の固有財産については、せっかく公共設備を整備したのに付替えでの地図整理は許されないことや、民間宅地開発造成地でも土地の一形状が区別不加となるほど加工されても地図等の訂正がされず放置されている状況に追い込まれている。

復帰が発表されて、日本政府の関与が出来るようになってからは、付替えによる地図等の整理が許されているが、放置した箇所の地図等の整理は経年によってトラブルが多くなり厳しい事態も引き起こしている。

土地については琉球王府時代から租税の基本的役割を担ってきたように課税行政の根幹をなしている。

ここで問題点として指摘するならば、地図・地籍簿の変更訂正が遅れて、長狭物の里道敷きに建物を作り宅地登記面積が現地より小さい場合に公平に課税することが出来なくなることがあり、関係者は早急に更正する必要があるのではないかと思う。

また、農村集落協同してつくった道路、排水路のほとんどが自治体指定で維持管理をしているが、ほとんどが現地に於いては官民境界の境界杭はほとんどない。これは自治体が指定する時点では維持管理費を持つて明確にするべきではないかと思う。この沿線の土地所有者が建築等するために官民の筆界確認協議に要する測量経費や諸経費もその土地所有者の全額負担と協議に要する期間も長期を要し社会経済の活動にブレーキとなっている。

しかも、公共管理条例又は要領等も未策定の自治体が多く、担当者によって申請様

式も急に変更される等もあって土地所有者の負担増となっている。

これらの諸課題を土地家屋調査士仲間を作り親睦、交流、情報交換等を通して少しでも地図作りに参加し、自治体にも地図作りを積極的に取り組むことを担当者まかせの行政からリーダーを中心に施政方針に打ち出していただくことを願い、業務を続けたいと思います。そのことから地域経済活動は活発になると確信しています。

おわりに

幼少期から道づくりを継続して取り組んできたことになるが、私にとって、地域での道づくりはひいては「人生の道づくり」でもあったと思い始めています。

人生は、「社会が必要としている要求」に答えていくことが社会貢献にもつながっていくことではないかと思っている。これからも皆さんのアドバイスを受けながら歩んでいきます。





「琉球史を早わかりする為に」

那覇支部 松川清康

新琉球王統史（与並岳生＝岡田輝雄著）は王統の歴史を勉強するには最高の本で、説話的で小説的に展開されているので、おもしろく読むのが楽しい本である。

No.1 瞬天王統（3代72カ年）

- * 瞬天→瞬馬→義本（3代目）
- * 源為朝と大里按司の妹との子で尊敦（瞬天）が生まれる。
- * 浦添按司を殺した利勇を討伐して22歳で王権を握る。
- * 中山の中心的浦添グスクが「王城」で、そのころ首里城も王称号も未だなく、中山全域の王的存在であった。
- * 義本は、大飢饉と疫病の大流行で行き詰まり、有徳のある英祖に位を譲って退位したとするのが通説になっているが、実際はクーデター（易姓革命）による王権奪取である。

No.2 英祖王統（5代89カ年）

- * 英祖→大成→英慈→玉城→西威（5代目）
- * 伊祖の太陽の子と言われた英祖は、天孫氏の後裔たる惠祖世の主の嫡子として生まれた。
- * 英祖は25歳で浦添グスクの執権になり、32歳で浦添按司（王的存在）になる。
- * 浦添の時代を切り開き、中城・勝連も支

配下に治め、離島や奄美大島まで支配力を広げた。

- * 英祖墓陵（ようどれ）は英祖が築き、祖父・父・自分もそこに入るための洞窟堀の岩墓です。
- * 西威は、10歳で即位し、母が後見役として権力をほしいままにして政を乱し、22歳で西威が没した時、国人はその世子を廃し、才徳のある察度が王権を握る。

No.3 察度王統（2代55カ年）

- * 察度→武寧（2代目）
- * 百姓の天女の子として生まれ、勝連按司の姫を妻にする。
- * 察度30歳で即位し牧港と泊港を使って貿易を展開する。
- * 西暦1372年に中国明の皇帝は、瑠求を琉球に改め、冊封国として中山、南山、北山の三地域を独立した王国として認める、各按司は王と名乗ることになる。
- * 察度は琉球國中山王として進貢貿易を盛んに行う。
- * 明国人（36姓）の渡来と帰化を皇帝が許し、進貢業務を担いつつ中国文化の窓口となる。
- * 察度はさらに東南アジア貿易（南蛮貿易）にも力を入れ大交易時代を開く。
- * 武寧は尚巴志の襲撃を受け滅ぼされる。

No.4 第1尚王統（7代63ヶ年）

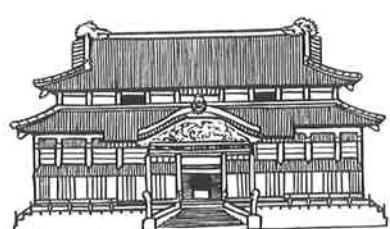
- *思紹→尚巴志→尚忠→尚思達→尚金福→尚泰久→尚徳（7代目）
- *思紹は伊平屋島の豪農佐銘川と大城按司の娘との間に生まれ、佐敷按司となる。
- *尚巴志は21歳で佐敷按司となり島添大里按司を討伐し、中山武寧王も討って、父思紹を中山王の座に就けた。
- *尚巴志は父を継いで50歳で中山王に即位する。
- *西暦1424年首里城を建設し浦添から首里に都を移す。
- *西暦1429年尚巴志は、南山王を滅ぼし三山を平定し、中山王のもとに統一して琉球国王となる。
- *5代目尚金福王は、国相の懷機に命じ、那覇の浮島に長虹橋を建設。
- *6代目尚泰久王は、首里城を再建し、数百人の冊封使一行を受ける。
- *尚泰久王の娘（百十踏揚）を妻としていた勝連按司の阿摩和利は、護佐丸を討伐する。
- *阿摩和利の謀叛の企みを知り、鬼大城の討伐軍を差し向け、阿摩和利を討ち果たす。
- *西暦1458年首里城正殿前に万国津梁の鐘を懸ける。
- *7代目尚徳は、金丸（尚円）等のクーデター（易姓革命）により王権を奪取される。

No.5 第2尚王統（19代409ヶ年）

- *尚円→尚宜威→尚真→尚清→尚元→尚永→尚寧→尚豊→尚賢→尚質→尚貞→尚益→尚敬→尚穆→尚溫→尚成→尚灝→尚育→尚泰（19代目）

- *尚円（金丸）は伊是名島の百姓上がりの流れ者だが、27歳の時、越来王子で尚泰久と出会い、出世する。
- *尚泰久が首里に登って即位する時には、金丸は国政の中枢に登り、王の側近として活躍する。
- *西暦1469年金丸は尚円王を名乗り、第2尚王統の1代目の王になる。
- *3代目尚真王は、12歳で即位、尚円王の子で最長の在位期間（50年）を誇る。
- *西暦1481年幕府は、献上金を治めさせ、薩摩と琉球の再通行（貿易）を認める。
- *西暦1494年に尚真王は、円覚寺を完成させた。
- *西暦1501年に王陵として{玉陵}を造営し、尚円王を移葬する。
- *按司たちの首里集居に伴って、身分制度を確立し、貴族（王子・按司）、士族（親方・親雲上・筑登え）を定め、三司官は士族の親方から任じられ、王を補佐する摂政職は貴族が任じられる、祭政一致の側面も強く、祭祀（神意）に支えられる構造があり、王のおなり神でもある聞得大君を頂点に置かれている。
- *西暦1529年に4代目尚清王は守礼門を建造する。
- *西暦1591年7代目尚寧王に、豊臣秀吉・島津義久、朝鮮出兵の食料共出を命じる。
- *西暦1606年島津家久は徳川家康より琉球征討を許される。
- *西暦1609年慶長の役、薩摩軍3000人で琉球を攻略し、尚寧王が連行され薩摩の支配下になる。
- *西暦1611年奄美大島以下5島を薩摩に割譲し、尚寧王帰国する、尚寧王57歳で没、玉陵ではなく浦添ようどれ極楽陵に葬る。

- *西暦1624年、尚豊王即位4年後、薩摩が苗字・衣服の日本風を禁じ、琉球人の日本化を堅く禁止し、異国支配をアピールする。
- *西暦1634年、將軍・琉球王の代替わりには、慶賀使や謝恩使を派遣するという江戸上りが始まる。
- *産業の恩人儀間真常親方は、野国総官がもたらした甘藷を栽培普及、芭蕉布・麻生・木綿布（かすり）・琉球黒糖などの普及を始める。
- *中山世鑑を編集した羽地朝秀は、摂政に就任してから内政改革として羽地仕置きを出される。
- *1671年に11代目尚貞王は、全焼した首里城を瓦葺に再建し中国皇帝の冊封使を迎える。
- *羽地朝秀に、遊女買いで追放された湛水親方は、羽地没後に復權する。彼が作曲した諸屯節・作田節・首里節・場作田節等の琉球古典音楽は湛水を基礎として、安富祖流・野村流に枝分かれしている。
- *幕府の子弟教育書となり、寺子屋教科書となった六諭衍義（りくゆえんぎ）は、程（てい）順則の著作。
- *西暦1709年尚貞王・徳川綱吉没、首里城炎上（3回目）・大飢饉（死者3199人）あり。
- *西暦1712年に蔡温を師に13代目尚敬（12歳）少年王が誕生、最大の江戸上り冊封、虔聖の玉城朝薰が組踊りを創作、中国で真の学問（国家有用＝実学）を学んだ蔡温は三司官となり国政をさばいていく。
- *西暦1755年中国より空手（唐手）伝わる。
- *西暦1798年に15代目尚温王は、学校（国学）を造り、識名園も創建した。
- *西暦1843年（尚育王）イギリス軍艦（スマラン号）が八重山・宮古の測量調査を行う。
- *西暦1848年最後の琉球国王として19代目に尚泰王（6歳）が即位した。
- *西暦1853年ペリー艦隊が現れ、首里城を強引に訪問、西暦1854年に琉米修好条約調印。
- *西暦1854年薩摩藩の島津斉彬、琉球に蒸気船購入を内命する。
- *西暦1855年に琉仏修好条約調印し、琉球王国を独立国家と見なしていた。
- *西暦1859年に琉蘭修好条約調印し、3つの国際条約を締結した。
- *西暦1866年徳川慶喜将軍となる、坂本龍馬（31歳）のあっせんで薩長同盟成る。
- *西暦1867年明治天皇即位、徳川慶喜将軍大政奉還する、坂本龍馬・中岡慎太郎暗殺される。
- *西暦1868年天皇の五か条の誓文、江戸を東京に改める、明治維新成る。
- *西暦1872年（明治5年）に琉球藩設置され、尚泰王は藩王となし、華族に列す。
- *西暦1875年（明治8年）琉球を清国から切り離し令として、清国への進貢と冊封を禁ずる。
- *西暦1879年明治政府は強引に琉球処分（琉球藩を廃し）をし、琉球王国は滅び、尚泰王は首里城を退去し、東京に移居させる、日本の一県たる（沖縄県）として、位置づけられた。





九州ブロック協議会 新人研修に参加して

宜野湾支部 北城 力

2月の5日から7日までの三日間九州ブロック協議会の新人研修会があり、今回は沖縄での開催とあり受講いたしました。

講義は事務所の経営やADR・オンライン申請・測量の座学など実務に関する内容でとても意義のある講義でした。なかでもウェブマッピングシステムを駆使して、地図、公図、空中写真の重ね図を作成、数十年前の原始筆界を確認するという方法はとても興味深い講義でした。しかしながらパソコン関係に詳しいとは言えない私には、短時間の講義で習得できるはずもなく、わ

けもわからず終わってしまいました。今後そのような研修会等があれば是非参加したいものです。

二日目の講義終了後の懇親会では各会の新人、先生方が舞台に上がり挨拶をしましたが、皆さんとてもユーモアのある挨拶をされて、人前に出ることが苦手な私には、その面でも非常に勉強になりました。

三日間という研修会でしたが、忙しいなか資料作成等の準備に時間を費やし、講義をして頂いた先生方、そして研修会の実行委員の皆様に感謝致します。



会長挨拶
(沖縄会 宮城会長)



比嘉研修部長の司会進行



新人研修に参加して

那覇支部

伊 禮 範 安

2月の5日から7日までの三日間、九州ブロック協議会新人研修会に参加させて頂きました。地元沖縄での開催ということもあり、沖縄会の講師、参加者も多かったです。講義は難しい内容でしたが、講師の方々の分かりやすい丁寧な内容で有意義に過ごすことが出来ました。

私は平成20年に調査士会に入会し業務を行っていますが、今回の新人研修に参加し

て改めて人様の財産である不動産を取り扱う責任のある職業であることを痛感致しました。

会員の心得、規則等、知らないこともまだまだ多く、研修などをとおして調査士として資質の向上を図るよう努められるよう精進していきたいと思います。

今回このような研修に参加でき、実行委員の皆様に感謝致します。



休憩中、北城会員にチョッカイをだす伊禮会員



講義を聴く受講者の皆さん



沖縄県青年土地家屋 調査士会設立趣意書

中部支部 福原義隆

土地家屋調査士は、試験に合格し入会・登録が完了した時点から、調査士業務すべてに依頼に応ずる義務（土地家屋調査士法22条）が発生します。試験に合格したからといって、業務に必要な能力を備えた土地家屋調査士となれるでしょうか。

そのようなことはありません。私たち土地家屋調査士は日頃から切磋琢磨し、能力の向上を図り、国民の権利の明確化に寄与しなければなりません。

一つの課題に対して、自身の意見を発し、多くの意見を聞き、多くの議論を交わすことにより、技術・知識を高めることになると考えます。

補助者経験のない人や、開業間もない人は、意見交換や知識の向上のための機会に恵まれず、日常業務の中で不安を覚えることも少なくありませんでした。

そこでこのたび、若い（年齢ではなく気持ちが若い）土地家屋調査士の知識と技術の研鑽の場として沖縄青調会を立ち上げることに致しました。

ただ、他人の意見を聞くのではなく、各人が探求し、自分の意見を議論の場にぶつけ、更なる知識の向上を図っていきたいと考えております。

沖縄青調会では、定期的に研修会を兼ねた定例会を開き、会員が持ち回りで定例会の課題の設定・研究結果の発表・議論の進行を担当していきます。

また、年1、2回は共通の課題について隣接資格者団体とも合同研修会を開きたいと考えております。

この趣旨にご賛同いただける方は、沖縄青調会にご参加・ご助力くださいますようお願いいたします。



新人研修受講者へ挨拶する福原代表

青調会だより

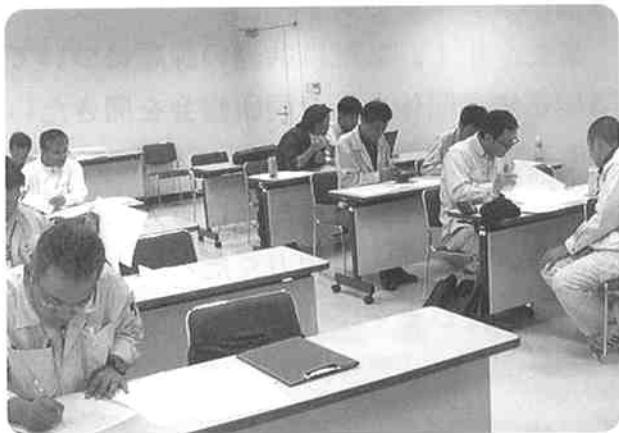
沖縄県青年土地家屋調査士会測量研修会

平成23年3月19日（土）午前9：30

沖縄市 IT ワークプラザ



青調会会員の測量実習状況



観測結果の計算中の皆様

支部だより**那覇支部感謝状表彰**

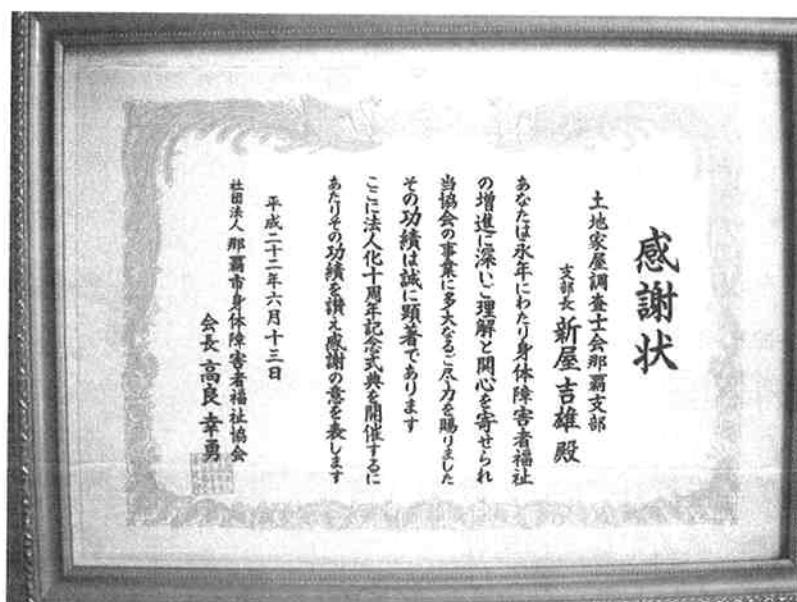
那覇支部長 新屋吉雄

那覇支部は毎年10月にチャリティーボウリング大会を開催しています。平成22年度は10月30日に行われ、参加者 会員15名、補助者2名でした。平成22年度の参加者は、平年の半分でしたが、次年度は多数の参加者に期待しています。

1事務所千円の参加協力費を頂いており、平成22年度のチャリティー募金は、四万八千円です。寄付金先は、社団法人那覇市身体障害者福祉協会で、平成13年度より継続しており、寄付金総額は、65万円となっています。

平成22年度の社団法人那覇市身体障害者福祉協会は、法人化10周年を迎えたため、記念式典が開催されました。その式典で、沖縄県土地家屋調査士会 那覇支部は、感謝状を表彰されました。素晴らしいことです。10年継続は、素晴らしいことです。まさに「継続は力なり」です。

これからも那覇支部が継続して行けたら幸です。





支部長を終えるにあたって

宜野湾支部長 當 原 章 夫

平成21年4月に支部長の大役を仰せつかりあつという間に2年間の任期を迎えました。支部長になってまず最初に手がけたものは、支部の行事内容と、諸帳簿の整理の仕方等から始めました。私も業務でコンピューターを使用しておりますが、大、大、大のコンピューター苦手で、今教えて貰って5分後には、忘れている始末です。本会との連絡、支部会員との連絡もメールが届くし、恐怖の連続でした。とにかく今の時代はデジタルの世の中ですので、慣れなければ日々の業務、支部の業務も前に進みません。ワードやエクセルの本、インターネット等検索して技術の向上に努めました。支部長になり大きな収穫はコンピューターを使いこなす気持ちが生まれたことです。しかしながら上達しません。コンピューターが動かなくなるとパニックになります。

現在宜野湾支部は会員23名で宜野湾市、中城村、北中城村をAブロック、北谷町、嘉手納町、読谷村をBブロックと分け、各ブロック交代で役員を決めています。日々の業務をしながら本会との連携、また支部行事、会員との連絡等慣れない事ばかりで私なりに苦労しました。支部長をはじめた当初より本会事務局、本会役員の皆様に電話をいれ、ご指導を頂く始末でした。皆様には大変ご迷惑をお掛けしました。またご

指導有難うございました。支部役員、支部会員の皆様にも不慣れな未熟な支部長でしたが、多大なるご協力とご指導を頂き、何とかその役職を果たすことが出来ました。

支部会員の皆様のご協力、ご理解がなければできなかつた事です。元々団体プレーは超苦手で、支部長の2年間は色々勉強させていただきました。何事も根気よく、苦手な事も少しずつでもいいからできるものから手がける気持ちが少しですが湧いてきました。

最後に、本会事務局、本会役員、支部役員、支部会員の皆様有難うございました。





「学校Ⅱ」を観て

南部支部長 大城 学

久々の桜坂劇場で沖縄国際映画祭出展の「学校Ⅱ」を観てきた。

北海道に実在する養護学校の物語であり出演者もほとんどが現役の学生や卒業生と教師である。プロの役者はわずかであった。

知的障害者の学校での生徒同士や生徒と教師との葛藤と絆、また家族の強い愛情を見事に表した非常に感動する映画であった。

さて、自分自身を振り返った時、どうであろうか？子育てのあり方、親に対する感謝の気持ち等改めて考え直す良い機会となつた。幾つになっても親は親であり、子供は子供である。50歳を過ぎて人生を振り返り反省すべきは反省し、未来に明るい希望を持ってもうちょっと頑張ろうかな。



新入会員紹介



ひ 嘉 直 美

昭和40年3月生

登録番号 第476号

入 会 平成22年11月10日

登 錄 平成22年11月10日

事 務 所 〒901-1104

島尻郡南風原町字宮平250番地

儀間アパート202号

電 話 098-888-5038

かつ れん せい じゅん
勝 連 盛 淳

昭和57年9月生

登録番号 第477号

入 会 平成22年12月20日

登 錄 平成22年12月20日

事 務 所 〒904-2302

うるま市与那城西原646地1

電 話 098-978-7826



会だより

平成22年度第3回常任理事会

平成22年10月7日(木)午後3:30 本会会議室

1. 各部の事業執行状況について
2. 九州ブロック協議会について
3. その他



平成22年度第3回理事会

平成22年12月17日（金）午後1：30 本会会議室

1. 各部の事業執行状況について
2. 九B会長会・担当者会同の報告について
3. (ADR) 特別研修への対応について
4. その他



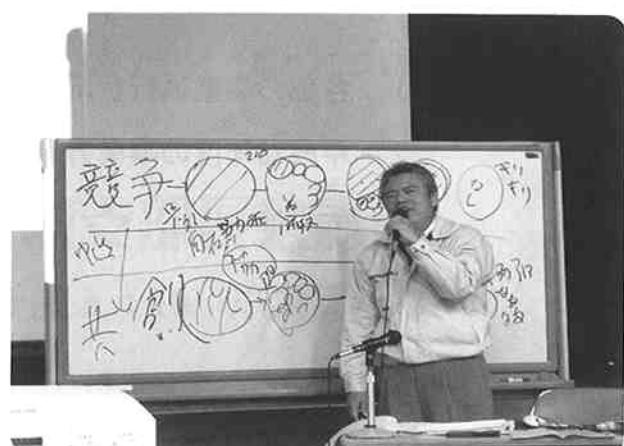
平成22年度 第3回業務研修会

平成22年1月31日(月)

浦添市産業振興センター



宮城会長 挨拶



仲栄眞業務部長の解説



宮崎会員の質疑応答



牧志会員の質疑応答



会員の皆様



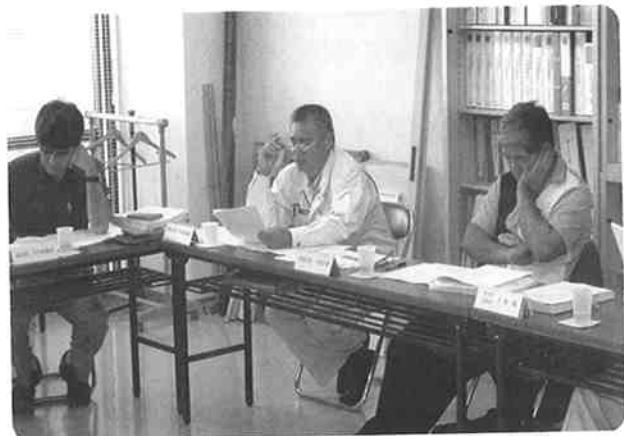
会員の皆様

1. 報酬額について
2. 新オンライン申請システムの説明について各担当部より詳しい説明がなされた。

平成22年度第4回理事会

平成22年2月26日（土）午後1：30 本会会議室

1. 各部の事業執行状況について
2. 平成23年度の事業方針について
3. その他



役員選任に伴う選挙管理委員の選出も行われた。

平成22年度第5回常任理事会

平成22年3月26日 午後1:00 本会会議室

1. 本会平成22年度事業執行報告確認について
2. 本会平成23年度事業計画（案）及び予算（案）について
3. その他

平成22年度第2回支部長会議

平成22年3月26日（土）午後3:10 本会会議室

1. 本会平成22年度事業執行の報告確認について
2. 本会平成23年度事業計画（案）及び予算（案）について
3. 各支部の活動状況について
4. その他



常任理事会



常任理事会



支部長会議



支部長会議

平成22年度 隣接土業団体連絡会

平成22年3月30日(水) 午後4:00

沖縄県土地家屋調査士会会議室



会議中の皆様



会議中の皆様



会議中の宮城会長、仲宗根、下地両副会長、
新垣総務部長

参加9団体名(順不同)

沖縄弁護士会
沖縄税理士会
沖縄県行政書士会
沖縄県土地家屋調査士会
沖縄県社会保険労務士会
日本公認会計士協会沖縄会
(社)沖縄県不動産鑑定士協会
(社)沖縄県宅地建物取引業協会
(社)中小企業診断協会沖縄県支部



宮城会長 挨拶



新垣総務部長 挨拶

編 集 後 記

会報 おきなわの顔ともいるべき表紙を何にするかその都度頭が痛い何故かと言うと、この沖縄には世界遺産、観光名所などたくさんありますが過去の会報に既に掲載されている為です。

ただ今回の守礼の門は何故か掲載されてなかつたので即撮影に出かけました。

沖縄戦からのゼロからの再建でこのような立派な門を後世へ引継ぎ、幸せな日々がある。

今回の東日本大震災に被災された多くの方々の情報を日々ニュースで拝見すると再建への地元の揺るぎない強い気持ちが伝わってきます。後世の為にも頑張ってください。

全国、世界のみんなが見守っていると思います。この守礼の門が礼節を守ることで必ずや素晴らしい、平穏な日常が戻ってきてくれるその時の入り口であることをふと考えました。

沖縄からもユイマールの精神（お互い助け合う）で行動し続けよう

広報部長 伊禮 陸



フルミ大橋

名護市我部と国頭郡今帰仁村天底の間のフルミ海峡に架かる橋。
平成22年12月18日開通、北東方向には古宇利大橋も一望できる

沖縄県土地家屋調査士会 会報おきなわ NO.43

発行日 平成23年3月25日
編集者 宮城朝光
広報部長 伊禮睦

発行所 沖縄県土地家屋調査士会
那覇市泉崎2-1-4
電話 (098) 834-7599

印刷所 株式会社国際印刷
電話 (098) 857-3385
